

桐生市職員・ 消防職員採用試験

平成28年
4月1日採用

申し込みは7月15日(水)から24日(金)まで

桐生市職員採用試験 (社会福祉・初級事務・ 初級土木)

試験期日 9月20日(日)

場所 市役所

職種と試験内容

▼社会福祉 大学卒業程度の
教養試験、専門試験、作文

▼初級事務 高校卒業程度の
教養試験、作文

▼初級土木 高校卒業程度の
教養試験、専門試験、作文
対象

▼社会福祉 昭和56年4月2
日から平成5年4月1日まで
に生まれた人で、社会福祉士、
精神保健福祉士のうち、いづ
れかの登録をしている人又は
主任介護支援専門員研修を修
了した人。

▼初級事務・初級土木 平成
4年4月2日から平成10年4
月1日までに生まれた人。た
だし、大学卒業及び卒業見込
みの人は受験できません。

採用予定人数 各若干人
その他 第1次試験合格者に
対する第2次試験は11月上旬

第2次試験合格者に対する第
3次試験は11月下旬の予定で
す。

申し込み 7月15日(水)か
ら24日(金)まで(土、日、
祝日を除く)の午前8時30分
から午後5時15分までに人事
課へ申し込んでください。

試験案内と申込用紙は、市
役所1階の総合案内所のほか、
新里・黒保根支所、各公民館、
桐生・桐生みどり消防署、各
消防分署、市ホームページに
有ります。

桐生市消防職員採用 初級試験

試験期日 9月20日(日)

場所 消防本部

職種 初級消防

試験内容 高校卒業程度の教
養試験、作文、体力試験

対象 平成4年4月2日から
平成10年4月1日までに生ま
れた人。学歴は問いません。
ただし、大学卒業(見込みを
含む)の人は受験できません。

採用予定人数 若干人
その他 第1次試験合格者に
対する第2次試験は11月上旬

対する第2次試験は10月下旬、
第2次試験合格者に対する第
3次試験は11月中旬の予定で
す。

申し込み 7月15日(水)か
ら24日(金)まで(土、日、
祝日を除く)の午前8時30分
から午後5時15分までに消防
本部3階の総務課へ申し込ん
でください。

試験案内と申込用紙は、市
役所1階の総合案内所のほか、
新里・黒保根支所、各公民館、
桐生・桐生みどり消防署、各
消防分署、市ホームページに
有ります。

問い合わせは、消防本部総
務課庶務係(☎471701)へ。

桐生市総合教育会議を開催します

4月に「地方教育行政の組
織及び運営に関する法律」が
改正され、全ての地方公共団
体に首長と教育委員会で構成
する「総合教育会議」が設置
されることになりました。

総合教育会議は原則公開で、
教育行政の大綱の策定、教育
条件の整備など重点的に講ず
べき施策、緊急の場合に講ず
べき措置などについて協議・
調整を行います。

第1回桐生市総合教育会議
の開催は次のとおりです。
期日 7月8日(水)

キノピー貸し出しします

桐生市マスコットキャラク
ター「キノピー」の着ぐるみ
を市内の団体による行事や市
のイメージ向上につながるイ
ベントなどに貸し出します。
申し込み 貸出希望日の6か
月前から10日前までに必要事
項を記入した申込書を市役所
2階の情報政策課に提出して
ください。申請用紙は、情報
政策課のほか、市ホームペー
ジに有ります。
問い合わせは、情報政策課
情報発信係(☎内線507)
へ。

国民年金保険料

免除申請は

毎年必要です

国民年金には、所得が少な
く、保険料の納付が困難な場
合、保険料が免除される制度
と、保険料が猶予される若年
者納付猶予制度(30歳未満の
人が対象)があります。

申請をすると本人・配偶者
及び世帯主(若年者納付猶予
は世帯主を除く)の前年の所
得を審査し、承認されると保
険料の全額から4分の1まで
段階的に免除になります。ま
た、若年者納付猶予では全額
の納付を猶予します。

保険料の免除又は若年者納
付猶予の申請は原則として毎
年必要です。ただし、全額免
除及び若年者納付猶予は、失
業などの理由を除き翌年度以
降分も継続申請ができます。

前年度に継続申請をしてい
る人を除き、保険料免除又は
若年者納付猶予の承認期間は
6月で終了しています。引き
続き免除などを希望する場合
は、市役所1階の市民課又は
両支所で申請してください。

問い合わせは、市民課年金
係(☎内線273)又は桐生
年金事務所(☎442312)へ。

空家特措法が施行されました

平成26年11月27日に公布され、一部施行となっていた空家等対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）が5月26日に完全施行となりました。

空き家は、所有者や相続人などが適切に管理することが望ましいものですが、長い間放置され、防災、衛生、景観などの面で周辺住民の生活環境に影響を及ぼしている空き家が全国的にも増えています。この法律は、適切に管理されていない「空家等（建物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう）」がもたらす様々な問題から、地域住民の生命、身体又は財

産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的に作られました。

市は、この法律に基づき空家等の調査を実施し、適切に管理されていない空家等に対しては、その所有者や相続人などに、情報の提供や助言を行います。また、①そのまま放置すると倒壊の危険がある②著しく衛生上有害となるおそれがある③著しく景観を損なっている④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるなど「特定空家等」の状態にあると認められた場合、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令をする

ことが可能になります。市が当該特定空家等の状態を改善しようとした場合には所有者又は納税義務者は「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」による最大6分の1の減免措置が受けられなくなり、当該特定空家等の敷地にかかる固定資産税が大幅に増えたり、今まで課税がなかったものが課税されるようになったりします。

また、この法律は命令に違反した人には50万円以下、立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した人には20万円以下の過料を規定しています。市は4月から空き家に関する相談の窓口を一本化し、市民の皆さんの不安や不快の解消に向けて対策を進めています。問い合わせは、空き家対策室対策係（☎内線736）へ。

東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）の変更、市街化編入、用途地域の変更について5月22日に下表のとおり都市計画決定しました。

都市計画が決定しました

関係書類は、市役所5階の都市計画課で縦覧しています。※区域マスタープランと市街化編入は、県都市計画課及び桐生土木事務所でも縦覧できます。

問い合わせは、県都市計画課（☎027・226・3656）又は桐生土木事務所（☎530121）へ。ただし、用途地域の変更については、都市計画課計画係（☎内線744）へ。

用途地域を変更した地区

地区	変更前の用途地域	変更後の用途地域（面積）
相生町五丁目	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域（7.8ha）
	第一種中高層住居専用地域	
広沢神明	第一種低層住居専用地域	近隣商業地域（4.8ha）
	第一種住居地域	

市街化区域に編入した地区

地区	編入後の用途地域（面積）
広沢南公園	第一種低層住居専用地域（8.9ha）
	第一種住居地域（2.4ha）
堤町二丁目	第一種住居地域（0.5ha）

共同募金の配分申請を受け付けます

市内で社会福祉事業を営む団体の平成28年度における施設・設備・備品整備や事業経費などに対し、共同募金から助成を行います。なお、助成には上限金額などがあります。

対象＝保育園、放課後児童クラブ、地域活動支援センターを経営・運営する法人・団体、市内で活動するNPO法人など

申し込み＝7月1日（水）から8月20日（木）までに、申請書に必要書類を添えて直接又は郵送で桐生市社会福祉協議会（〒376-0006新宿三丁目3-19）へ提出してください。

申請用紙は桐生市社会福祉協議会のほか、同協議会ホームページにもあります。

問い合わせは、群馬県共同募金会桐生市支会（桐生市社会福祉協議会内、☎46-4165）へ。

景観計画等の説明会

良好な景観形成のための総合的な指針となる、景観計画などの原案がまとまりましたので、次のとおり説明会を行います。

<住民対象の説明会>

▶7月15日（水）午後7時から
場所＝新里総合センター3階第一会議室

▶7月16日（木）午後7時から
場所＝市役所6階605会議室

▶7月23日（木）午後7時から
場所＝黒保根支所2階

<事業者対象の説明会>

▶7月22日（水）午後7時から
場所＝市役所6階605会議室

対象＝建築物、工作物、広告物などの建築業者や設計業者、不動産業者、電気・通信事業者などの景観形成に関係する事業者

※当日、参加できない事業者は住民対象の説明会に参加できます。

問い合わせは、都市計画課計画係（☎内線744）へ。



災害に備え 事前に準備を

大雨による災害から身を守るために避難情報には御注意を

近年、全国各地で大雨による災害が発生しています。これからの季節は天候が急変することもありますので、突然の大雨による河川の増水や土砂災害などに注意しましょう。テレビやラジオなどの気象情報に注意するほか、自宅周辺の山や川の異変など、危険と感じた場合には、お近くの公民館など安全な場所へ早めの避難をお願いします。市では、気象情報などに基づき、土砂災害などのおそれが出た場合にできるだけ地域を限定して下表のとおり段階的に避難情報を発令します。避難情報の連絡は、区長さんなどへの電話連絡や、ふれあいメール、防災ラジオなどでお知らせしますので、安全な場所への避難をお願いします。

なお、真夜中に大型台風の通過が予想される場合などは、昼間のうちに発令する場合もあります。問い合わせは、安全安心課 防災係（☎内線415）へ。

避難情報の段階

避難準備情報	避難の準備を開始してください。避難に時間のかかる人は、避難を開始してください。
避難勧告	避難を開始してください。
避難指示	避難中の人は速やかに避難を完了してください。避難が遅れた人は、自宅や近くにある強固な建物にとどまり安全を確保してください。

戦没者などの遺族の皆さんへ 特別弔慰金の申請を

戦没者などの遺族に対し、特別弔慰金が支給されます。対象は戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に次の順番による先順位の遺族1人に支給されます。

- ①平成27年4月1日まで戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ②戦没者などの子
- ③戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖母、兄弟姉妹（婚姻や養子縁組により、平成27年4月1日現在で氏が変わっている人を除きます）
- ④③以外の父母、孫、祖母、兄弟姉妹
- ⑤①から④まで以外の戦没者などの三親等内の親族（戦没者死亡当時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限りません）

支給内容は額面25万円、5年償還の記名国債

請求方法は7月7日（火）から17日（金）まで（土・日曜日を除く）の午前9時から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く）、市役所2階の正庁1で受け付けます。7月21日（火）からは、市役所1階の福祉課、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課で受け付けます。

請求期限は平成30年4月2日

問い合わせは、福祉課社会福祉係（☎内線285）、新里支所市民生活課福祉係（☎742904）、黒保根支所市民生活課市民サービス係（☎962112）へ。

国民健康保険税 納税通知書を郵送します

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険の運営を支える貴重な財源です。国民健康保険に加入している人が病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県などからの負担金、市からの繰入金などで賄われています。

●国保税の税率

平成27年度国保税の税率と課税限度額は下の表のとおりです。

今年度からは医療分の所得割の税率を8.9パーセントから8.4パーセントに引き下げ、同じく医療分の均等割を1200円減額しました。

●納税通知書を郵送

今年度の国保税の納税通知書は、7月中旬に郵送します。納期限までの納付に御協力ください。

●納付方法はいろいろ

国保税の納付は、口座振替に変更することができます。また、コンビニエンスストアやインターネットでも納付できますので、都合のよい納付方法を御利用ください。

なお、年金から特別徴収されている人でも、手続きにより口座振替に変更することができます。

問い合わせは、医療保険課 保険税係（☎内線274）へ。

平成27年度分

	医療分	支援分	介護分
所得割	8.4%	2.2%	2.0%
均等割	26,400円	7,600円	9,000円
平等割	21,000円	7,200円	6,200円
限度額	520,000円	170,000円	160,000円

- 所得割 = 加入者全員の前年の所得額をもとに算出
- 均等割 = 加入者1人当たりの額×加入者数
- 平等割 = 1世帯当たりの額
- 限度額 = 1世帯にかかる課税限度額（最高額）